

法務研究財団報告書

2024年5月31日

研究者 八木由里

高松政裕

1 研究テーマ

第170号 「ロシア・ベラルーシ問題に関するスポーツ慣習法の確立とその運用実態—国家の他国侵攻を理由とするアスリートへの国際大会参加禁止は許されない人権侵害といえるか—」

2 研究期間

2023年4月1日～2024年3月31日

3 研究の目的・意義

2022年2月、ロシアによるウクライナに軍事侵攻を受け、国際オリンピック委員会（IOC）は、各国際競技団体（International Sports Federation、以下「IF」という）に対し、ロシア・ベラルーシの選手/役員の世界スポーツ大会出場を禁止するよう勧告を出し、大多数のIFはIOC勧告に従ってロシア・ベラルーシ選手の世界スポーツ大会出場を禁止した。ロシア・ベラルーシ選手の出場禁止を決めたIFの決定に対しては、ロシアの各スポーツ連盟（NF）から、各IF内の司法委員会へ異議が申し立てられた。各IF司法委員会の決定内容は、分かれているものの、多くのIF司法委員会は、ロシア・ベラルーシの選手が出場した場合に予想される欧米諸国を中心とした国際大会ボイコットや、競技会場でロシア・ベラルーシ選手の出場に反対する団体からの実力行使によるトラブルを避けるために、ロシア・ベラルーシ選手の世界スポーツ大会出場を制限することは、利益衡量の結果、是認されるという結論を出し、上訴機関であるスポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport、以下「CAS」という）も、その決定を支持する仲裁決定を出した。

ところが、2023年1月、IOCは突然その方針を大きく転換し、「中立」な旗の元、ロシア・ベラルーシ選手/役員の世界スポーツ大会出場を認めるよう、各IFへ勧告を出した。IOCの方針転換の理由の一つとして挙げられているのが、国際連合（UN）の人権理事会による、「国籍だけを基にロシア・ベラルーシ選手や役員を国際大会から締め出す」ことへの深刻な懸念表明である。

しかし、2023年のIOCによる新しい勧告に対して、研究開始時である2023年4月には、多くのIF、NF、各国オリンピック委員会（NOC）は、取るべき方針を決めかねていた。本研究では、スポーツ法という、グローバルな慣習法の視点から、ロシア・ベラルーシの選

手が国家の行為を理由に国際大会から除外されたこと、さらに、侵略が続いている現状での復帰について、CAS, 各 IF, NF, NOC はどのような理由で、どのような決定をするのか、スポーツ慣習法とその運用の実務・改善について世界の情報を収集・分析し、今後同様の事態が発生した時の参考となるような研究結果としてまとめることを目標とした。

4 研究の方法

各IFや国連、各国の公式な立場については、主にインターネット等の報道を通じて情報収集を行った。並行して、国際スポーツ法カンファレンス等に出席するなど現地調査を行うことで、公式方針がまとまるまでになされた議論、公式意見に取り入れられなかった少数意見、そして、スポーツ関係者、選手、オフィシャル役員等の現場にかかわる個々人の意見を聴取し、スポーツにかかわる個々人が組織の決定をどのように受け止めているのかも含め聞き取り調査をおこない、その情報と分析を別紙論文にまとめた。

現地調査としては、以下の国際会議、カンファレンス、国際スポーツ大会において実施した。

- 2023年5月10日 CASカンファレンス (アメリカ・ロスアンゼルス)
- 2023年5月11日～13日 アメリカスポーツ法学会 (SLA) カンファレンス (アメリカ・ロスアンゼルス)
- 2023年11月29日～12月1日 CASセミナー (スイス・ジュネーブ)
- 2023年10月 アジア大会 (中国・杭州)

その他、IFの国際会議等に出席している日本人に話を伺う機会を得た。